

学校再開における市立小・中学校の対応について

加須市教育委員会

1 学校再開に向けた市の考え方

3月2日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業に入ってから約3ヶ月が経とうとしている。これまで、保護者の協力を得ながら、子供の家庭での生活や学習の推進にあたってきた。この間、県内における一日の感染者は4月中旬まで増加し続け、感染の拡大が懸念されたが、4月下旬以降、その数は減少し始め、特に5月10日からは一桁の日が続いている。また、本市においても、これまで4人の感染者が発生したが、4月20日以降は発生していない状況にある。

このような中、文部科学省におかれている中央教育審議会の委員などからなる「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」は、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日）において、以下のように述べている。

- ① 学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難である。
- ② このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。
- ③ 社会全体が、長期間にわたり、この新たなウイルスとともに生きていかなければならない。
- ④ 学校における感染症及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始する。

学校の教育活動は、新型コロナウイルス感染症が完全に終息した状態の中で再開することが望ましいが、現状では、その完全な終息については見通せない状況にある。しかし、このままでは、次代を託す子供の成長に大きな支障をきたすことが予想される。5月に入ってから、休業中における家庭での子供の生活や学習の様子を心配する保護者から学校再開を望む声も上がり始めている。

そこで、本市としては、県内市内の感染状況や保護者の声を参考にしつつ、上記の提言の趣旨を生かし、できる限りの安全対策を講じる中で、感染拡大の防止と子供の健やかな学びを保障することの両立を図っていくこととしたい。そのため、5月末日をもって約3ヶ月にわたった臨時休業を終了し、段階的に学校の教育活動を再開することとする。

2 感染拡大防止策

- (1) 検温による健康確認
- (2) マスク着用の徹底
- (3) 「3つの密」の回避
- (4) 給食指導の徹底
- (5) 手洗い等の徹底
- (6) 環境衛生の徹底

3 6月1日以降の教育活動について<令和2年5月22日現在>

【小学校】

日程	(1)第1段階【準備登校期間】<週2日 2～3時間の教育活動> 5/26(火)～5/29(金) ・通学班(地区)ごとの分散による登下校による。 ・2～3時間程度の教育活動を行う。 (2)第2段階<毎日登校、半日授業> 6/1(月)～6/5(金) ・通学班(地区)ごとに分散登校による。 ・午前(Aグループ)と午後(Bグループ)にわかれ、3時間ずつ授業を行う。 (3)第3段階<給食開始、平常授業> 6/8(月)～ ・通学班による一斉登校。 ・小学1年生 学校裁量による。 ・小学2年生以上 通常授業 5(6)時間授業。
学習内容	・1年生 新年度4月からの学習を始める。 ・2～6年生 6/1(月)～6/10(水) 令和元年度の未履修の内容を最優先で学習し、終了次第新学年の内容を学習する。
給食	6/8(月)から提供。1学期は8月6日(木)まで。
1・2学期と夏休み	・第1学期 令和2年4月8日(水)～8月7日(金) ・夏季休業日 令和2年8月8日(土)～8月20日(木) ・第2学期 令和2年8月21日(金)～12月25日(金)

【中学校】

日程	(1)第1段階【準備登校期間】<週2日 2～3時間の教育活動> 5/26(火)～5/29(金) ・学年ごとなど、分散登校による。 ・2～3時間程度の教育活動を行う。 (2)第2段階<毎日登校、半日授業> 6/1(月)～6/5(金) ・学年ごとなど、分散登校による。 ・午前(Aグループ)と午後(Bグループ)にわかれ、3時間ずつ授業を行う。 (3)第3段階<給食開始、平常授業> 6/8(月)～ ・一斉登校。 ・通常授業 5(6)時間授業。 (4)第4段階<部活動開始等全ての教育活動の通常実施> 未定
学習内容	6/1(月)～6/10(水) 令和元年度の未履修の内容を最優先で学習し、終了次第、新学年の内容を学習する。
給食	6/8(月)から提供。1学期は8月6日(木)まで。
1・2学期と夏休み	・第1学期 令和2年4月8日(水)～8月7日(金) ・夏季休業日 令和2年8月8日(土)～8月20日(木) ・第2学期 令和2年8月21日(金)～12月25日(金)

○熱中症防止のための臨時休業日

熊谷地方气象台が発表する3日後の天気予報において、最高気温が35℃を超え、かつ最低気温が28℃を超えることが見込まれるときに臨時休業日とする。